

# 国民健康保険制度のお知らせ



☎ 保険医療課保険医療係（市役所1階④番窓口 ☎82-3197）



## 令和4年度の国民健康保険税率

国民健康保険税（以下国保税）は、国民健康保険加入者が医療機関などにかかったときの医療費などに充てられる大切な財源です。

今年度の国保税の納税通知書は、6月中旬に発送しますので、納期内の納付にご協力をお願いします。

賦課方式		医療給付費分 限度額：65万円 国保被保険者 全員が対象	後期高齢者支援金分 限度額：20万円 国保被保険者 全員が対象	介護納付金分 限度額：17万円 40歳～64歳の 国保被保険者が対象
均等割額	世帯の国保加入者数に応じてかかります	25,000円	6,000円	6,000円
平等割額	世帯ごとにかかります	30,000円	7,000円	7,000円
所得割額	[前年中の総所得金額－基礎控除(43万円※)]に右の率を掛けて計算します	8.5%	2.0%	2.0%
資産割額	今年度の固定資産税額（土地・家屋）に右の率を掛けて計算します	7.3%	2.3%	1.9%

※基礎控除額は、世帯の加入状況・収入状況によって変動する場合があります



## 国保税の軽減・減免

国保税は表のとおり計算しますが、世帯の所得額が一定の基準額以下の場合には、「均等割額」と「平等割額」の軽減を受けることができます。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児（小学校入学前のお子さん）にかかる均等割額の2分の1を軽減します。

なお、国保税の納税義務者（世帯主）かその世帯に属する加入者が、災害や生計中心者の失業・疾病・死亡などの事情で国保税の納付が著しく困難になったと認められる場合には、市に申請することで、申請以降に納期限を迎える国保税（未納付分）の減額や免除を受けられる場合があります。

※前年中の収入がない方や遺族年金・障害年金のみの方でも、住民税の申告をしていないと国保税の軽減や減免の対象にはなりませんのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年よりも減少した場合などには各種制度がありますので、担当にご相談ください。



## 国保税を滞納すると...

① 短期被保険者証  
納税相談に応じない場合は、有効期限が6カ月以内の「短期被保険者証」を交付することがあります。

② 被保険者資格証明書  
納期限から1年を経過した場合、「被保険者資格証明書」を交付することがあります。これは、加入者が医療機関を受診したときに、一度医療費を全額支払い、後日、保険給付相当額の払い戻しを申請するものです。

③ 保険給付の一時差し止め  
納期限から1年6カ月を過ぎた場合、保険給付（療養費などの現金給付）の全部か一部を差し止めることがあります。

※滞納分の国保税を納付しない場合、一時差し止めにかかる保険給付額から滞納分を差し引くことがあります。医療費（医療機関の窓口での一部負担金）や国保税の支払いでお困りのときは、担当にご相談ください。

◎口座振替をご利用ください  
市では、納め忘れをなくすためにも口座振替での納付をお勧めしています。納税通知書・ご利用金融機関の通帳・届出印をお持ちになり、金融機関か税務課管理係（市役所1階⑬番窓口）で手続きをしてください。



## 高齢者世帯実態調査にご協力をお願いします

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係 (市役所 1 階⑤番窓口 ☎82-3196)

高齢化社会が進み、伊達市でもひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加していく傾向にあります。

市では、緊急時の迅速な対応につなげることを目的に、高齢者世帯の実態と緊急連絡先などを把握するための調査を行います。この調査は、市が委託した民生委員が行いますが、民生委員には守秘義務がありますので、調査内容や相談内容が外部に漏れる心配はありません。安心してご協力をお願いします。

※緊急時のみ、関係機関に情報提供することがあります

### 対象

- 70歳以上のひとり暮らしの方 (誕生日が昭和27年4月1日以前の方)
- 75歳以上のみ世帯 (世帯全員の誕生日が昭和22年4月1日以前の方)

### 調査方法

市が委託した民生委員が、担当地区のご家庭に訪問したり電話をしてお話を伺います。

### 民生委員とは

民生委員は、地域福祉の向上のため、民生委員法に基づいて国や北海道から委嘱され、地域の皆さんの一番身近な相談相手として、困りごとなどのさまざまな相談を受けています。



## 「伊達市いきいきサポーター養成講座」受講者を募集します

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係 (市役所 1 階⑤窓 ☎82-3196)

伊達市いきいきサポーターとは、介護予防グループの活動を支えるボランティアです。

市内では19カ所のグループが活動しているほか、毎年新たなグループも作られています。

いきいきサポーターとして活動するためには、運動・栄養・口腔など介護予防に必要な知識と技術を学ぶ、4日間の養成講座の受講が必要です。

地域の健康のため、自分の健康のために受講してみませんか。

日時・内容 下表をご覧ください。

場所 市民活動センター

### 対象

- 市内在住で、健康づくりや介護予防に興味がある方
- 介護予防グループで世話人として活動している方・今後活動予定の方
- 伊達市いきいきサポーターとして活動可能な方

定員 10人 (先着順)

受講費 無料

申込方法

電話か担当窓 ☎ でお申し込みください。

持ち物

筆記用具・飲み物・動きやすい服装

市では、養成講座を受けたいいきいきサポーターが、現在活動中の介護予防グループや今後新たに立ち上がるグループなどで活動できるようサポートしています。

すでに介護予防グループで活動している世話人の方が、サポーターとしてグループ活動の充実を図ることも可能です。

日時	内容
7月7日(木) 午前9時30分～正午	● 講義：伊達市の現状・介護予防、いきいきサポーター ● 実技：いきいき百歳体操伊達市版 ● グループワーク
7月14日(木) 午前9時30分～正午	● 講義：介護予防と運動、認知症予防 ● 実技：いきいき百歳体操伊達市版
7月21日(木) 午前9時30分～正午	● 講義：口腔の健康、介護予防と栄養、サポーターの活動 ● 実技：かみかみ百歳体操 ● グループワーク
7月28日(木) 午前9時30分～正午	● 見学：介護予防グループの活動 ● 修了式